

令和7年度第1回宇部市短期集中予防サービス（通所型C）検討委員会 議事録

日 時：令和7年4月16日（水）19時～20時15分

場 所：宇部市役所 3階 防災情報センター

出席者：委 員 15名（欠席1名）

事務局 9名

1 高齢福祉課長あいさつ

2 委員紹介

議題1「会長及び副会長の選出について」

議題2「宇部市短期集中予防サービス（通所型C）実施要領（案）について」事務局から説明

〔 委 員 〕：（資料2）要綱第8条。実施プログラムについて。口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムは必ず必要になるのか。必要ない方もいる。

〔 事 務 局 〕：今回の要綱より、セルフマネジメントプログラムは毎回実施、口腔機能向上プログラム及び栄養改善プログラムは1回以上実施することと明記し、この3つを基本プログラムとして定義している。

〔 委 員 〕：（資料2）要綱第10条の人員に関する基準について。専門的知識を有すると認められる者の判断基準はどのようなものか。

〔 事 務 局 〕：具体的な基準は定めていない。セルフマネジメントの指導ができる経験を持っている者という想定。

〔 委 員 〕：R6年度第四回検討委員会での事業所報告会で不安な点があった。毎回行う面談により、利用者の取組を振り返りながら正のフィードバックを繰り返してセルフマネジメント能力を高めていくプログラムが中心になるはずだが、毎回決まった個別プログラムを実施している事業所があった。それでは、通常のデイサービスと変わらない。再度、本事業の根幹となるセルフマネジメントについての丁寧な説明が必要ではないか。

〔 事 務 局 〕：セルフマネジメント能力を高める手法については、決定した事業者に対して8月に開催予定の事業者説明会の中で丁寧に説明する。手法としては、ホームページをしっかりと活用してもらおう。

〔 委 員 〕：（資料3）別表1の訪問プログラムについて。報告書が必要か。ケアマネと相談して訪問プログラムの実施という手順になるのか。

〔 事 務 局 〕：他プログラムと同様に必要。様式は今後準備していく。

〔 委 員 〕：（資料3）別表2の送迎加算について。実施圏域を超えた場合とあるが、実施圏域を全部とした場合はどうなるのか。

【事務局】：応募時に事業者から実施圏域を提示してもらうが、本事業では実施事業所の所在地がある圏域を基本圏域と考え、基本的にはその圏域を実施圏域として市が設定する予定。ただし、応募状況によっては基本圏域を超えた圏域も実施圏域として設定させてもらう可能性もあるため、その場合は送迎加算が発生する。

〔委員〕：(資料3)別表1の社会参加プログラムについて。情報のシステムを準備することだが、卒業後の展開、生活支援コーディネーターのかかわりはどうなるのか。

【事務局】：生活支援コーディネーターにもかかわってもらうが、社会資源の情報が把握しづらいという意見があった。システムは、情報を入手する一つ的手段として活用。その中に入らないもので、生活支援コーディネーターが把握している情報を活用する

〔委員〕：(資料3)要領第4条カンファレンスの開催について。カンファレンスの開催時期の間隔が狭い気がする。回数の根拠は。

【事務局】：中間カンファレンスについては、この支援内容で良いか検討するため、真ん中辺りで設定。最終カンファレンスについては卒業後の活動を見据えた支援、方向性の最終確認で設定している。開催時期は目安として設定しているので、利用者の状況を見ながら流動的に早い段階で開催してもらってもよい。

〔委員〕：(資料2)要綱第10条(6)モニタリングについて。実施状況のモニタリングは事業所のみが実施するのか。包括は実施しないのか。スケジュールの中に、セルフマネジメントの研修会は入っているか。

【事務局】：あくまで個別サービス計画のモニタリングであるため、計画を策定する事業所が実施。研修については8月の事業実施説明会で予定している。

〔委員〕：送迎加算に関する実施圏域の考え方。北部は東西とも1つの圏域になるのか。かなり距離がある。隣の圏域と言っても、圏域の境に近い事業所だと時間もかからない。そういった実情があるので、再度検討を。

〔委員〕：本事業実施に係る包括の報酬は別のところで規定されるのか。

【事務局】：卒業後1年間はモニタリングを実施してもらうので、その間は他の総合事業と同様にケアマネジメント報酬を支払う。

〔委員〕：意向調査時の要綱は試行サービスのものか。

【事務局】：試行サービスのものだが、サービス単価等は見直し予定と付け加えている。

〔委員〕：(資料2)要綱第10条の人員に関する基準について。繰り返しになるが事業所からも質問がくると思う。セルフマネジメントに関する経験、専門的知識の判断等もう少し明確にした方がいいのでは。ここには理学療法士、作業療法士のほか、言語聴覚士も加えてはどうか。

〔委員〕：今年度は選定委員会を実施し事業者を選定するが、来年度以降も毎年選定委員会

を実施するのか。それとも1回実施した事業者は継続できるのか

【事務局】：新規募集の際は選定委員会を開催予定。委託契約のため、一度実施した事業者に対する継続方法については今後検討していく。

〔委員〕：(資料2)要綱第10条の人員に関する基準について。言語聴覚士を加えるということによいか。

【事務局】：それ以外の加えた方が良い職種はあるか。

〔委員〕：自治体によっては栄養士を加えているところもあるが、ひとまず理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のリハ3職種で良いのでは。

【事務局】：再度検討する。

議題2について承認。